



質問

給水管の更生工事で、専有部分の給水管も工事する場合、修繕積立金を取り崩して支払うことはできますか。

(相談概要)

給水管の更生工事を実施することになりました。専有部分の給水管も工事範囲になりますが、専有部分に当たる部分の工事費用を、修繕積立金を取り崩して支払うことはできますか。



回答

規約の定めによりますが、マンション標準管理規約第21条関係コメント⑧では「配管の取替え等に要する費用のうち専有部分に係るものについては、各区分所有者が実費に応じて負担すべきものである。」との考え方が示されており、一般的には修繕積立金を取り崩して支払うことはできないと考えるべきでしょう。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。